

学校経営のポイント

“読書”とその感動・思索を綴る力の育成

若井 彌一

今年も4月23日がめぐってくる。この日は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布，法律第154号。以下「子ども読書推進法」という）に基づく「子ども読書の日」（第10条）である。

「子ども読書の日」設置の趣旨

子ども読書推進法に基づく「子ども読書の日」は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に設置されたものである（第10条第1項）。

この日には、国および地方公共団体では、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない」（同条第3項）とされている。学校設置の地方公共団体で、子ども読書の日に関連づけられた事業（取組み）を企画・実施し、学校に対して協力要請（依頼）がきており、事業への参加・協力をしているところも少なからずあるものと思われる。

前述のように、「子ども読書の日」には、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めること、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めること、という2つの目的が盛り込まれている。

この日にどのような事業が実施されるかはともかく、各学校では、自校の児童・生徒の読書活動意欲の実態を把握すること、その実態把握をふまえて、子どもの読書活動を積極的に促すための取組みのあり方を確認し、場合によっては見直しを図り、実施に移すように努めていただきたい。

新年度が始まったばかりでそれどころではない、という心境の管理職・教職員が多いかもしれない。

肝心なことは、年間を通して、児童・生徒の読書活動の活発化をどのようにして促すかの基本方針を教職員が確認し、確認に基づく実践を展開することである。

“読書の感動・思索”を綴る力を育成したい

同法第2条（基本理念）で、「子ども...の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ...」と規定しているように、読書活動が、子どもにとって人間としての知的な諸力（総合力）を獲得していくために不可欠な継続的行為であることは確かである。

読書活動は、本能的行為ではないから適切な指導が必要であるが、「本読みのおもしろさ」を繰り返して実感させることができるかどうか、指導の鍵であるように思われる。おもしろさだけでなく、ときに感動する内容の本や深く考えさせる内容の本に出会ったりして、子どもは読書活動を苦痛でなく、充実感の伴う行為として継続するようになる。

充実感にもじつに多様なレベルが想定されるけれども、多様なレベルの足並みを揃えさせることに腐心するのではなく、それぞれの児童・生徒等が、それぞれのレベルで読書の充実感を綴ることのできる力を育てたい。それが、幅と深みのある学力をつけさせることにもつながる。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校校長併任）

...本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等をご連絡くださる場合は、抹消・登録に必要な【あて先/新旧のFAX番号】を必ずご明記ください。
なお、本紙はEメール配信も行っております。
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu 参照。

●新刊案内●

好評「読本」シリーズ

教育開発研究所刊

「読書離れ」解消と国語力育成の実践ポイント！ 長倉美恵子【編】A5判220頁・定価2310円

『子どもの読書活動をどう進めるか』読本 No.158